## 議案第55号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

> 令和5年6月14日 提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 退職手当の支給について、配偶者とパートナーシップ関係の相手方を同等 の取扱いとする必要があるので、本案を提出する。 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和31年12月世田谷区条例第44号)の一部を 次のように改正する。

第4条第1項第1号中「含む。)」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)であった者」を加える。

第13条第8項第2号中「含む。)」を「含む。第5号において同じ。)又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

附則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。